

本人通知制度登録申請書

(宛先) 飯塚市長

申請日 年 月 日

飯塚市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する裏面の留意事項を確認し、次のとおり登録の申請をします。 ※裏面の説明をお読みください。

登録 申込者 (申込者の 自署)	住所	飯塚市		
	フリガナ 氏名		生年月日	年 月 日
	連絡先	— —		

◇登録申込者と住民票が同一世帯又は同一戸籍で登録を希望する方は下記にご記入ください。

記入欄	1	フリガナ 氏名		生年月日	年 月 日
		住所	□登録申込者と同じ 飯塚市		
	2	フリガナ 氏名		生年月日	年 月 日
		住所	□登録申込者と同じ 飯塚市		
	3	フリガナ 氏名		生年月日	年 月 日
		住所	□登録申込者と同じ 飯塚市		
	4	フリガナ 氏名		生年月日	年 月 日
		住所	□登録申込者と同じ 飯塚市		

◇代理人が申請する場合は、次の欄に記入してください。

代理人	住所			
	フリガナ 氏名		生年月日	年 月 日
	連絡先	— —		
代理人の区分		□未成年者の法定代理人 □成年被後見人等の法定代理人 □代理人		

※代理人であることを証する書類（委任状、戸籍謄本、登記事項証明書等）が必要です。ただし住民票が同一世帯、同一戸籍、同じ勤務先等の方は不要です。

受付	名簿登録	入力	備考

本人通知制度登録申請される際の留意事項

この制度は、住民票の写し等の不正請求の抑止及び不正取得による個人の権利侵害の防止を目的としています。留意事項を確認のうえ登録の申請をお願いします。

- 1 この申込書により申込みをし、登録をされた方には、本人通知の対象となる証明書等（※1）を第三者（※2）に交付した場合に、その旨を通知します。

ただし、第三者から事前登録者の住民票の写し等の請求があった場合に、事前登録者に交付の可否を確認するなど、交付ができないようにする制度ではありません。

- ※1 ・住民票の写し又は住民票記載事項証明書で本籍（国籍等）が記載されたもの
 - ・戸籍の附票の写し（飯塚市に住所と本籍の両方がある方）
 - ・戸籍全部（個人）事項証明書、戸籍記載事項証明書（飯塚市に住所と本籍の両方がある方）
 - 除票、除籍、改製原戸籍による交付は対象外です。
- ※2 第三者とは、本人等の代理人及び本人等以外の方（国又は地方公共団体の機関を除く。）をいいます。また、本人等とは、住民票の写しは「同一世帯」の方、戸籍謄抄本又は戸籍の附票の写しは「戸籍に記載されている方、その配偶者、直系親族」をいいます。

- 2 登録された方に係る住民票の写し等を第三者に交付したときは、「第三者交付に関する通知書（第三者に交付した年月日、その種類及び通数を記載したもの）」を送付します。

- 3 通知書は、登録された方に係る住民票の写し等を第三者に交付した場合に限り送付するもので、登録された方と同一の住民票、戸籍等に記載されている方であっても、登録されていない場合は通知の対象となりません。

- 4 登録期間中に住所の異動や戸籍の変動があった場合は、変更届出を提出してください。

- 5 通知書は、住民票の写し等を交付した事実を通知するものです。詳しい内容については、通知書を受け取られた本人から、開示請求を行っていただく必要があり、手数料が必要となります。

ただし、個人情報の開示請求は、飯塚市個人情報保護条例に基づき行いますので、即日の開示はできません。